

使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託仕様書

本業務委託仕様書は、「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る委託業務」を委託するに当たり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、高齢化や共働き、単身世帯増加に伴い、外食・中食産業における国産野菜の需要が拡大していることから、県内における新たな加工・業務用契約野菜産地の育成を支援することを目的とする。

2 業務内容

(1) 食品関連産業実態調査

実需者における県産野菜取扱量の増加に向けて、産地に対して県産の加工・業務用野菜の需要状況を示すため、食品関連産業に県産野菜の需要量及び今後の事業拡大意向に関する調査を行うものとする。なお、調査にあたっては以下の調査項目を含むものとする。

ア 調査事例数

食品関連産業（食品製造、一次加工、仲卸、外食、小売等）30社以上
調査対象については、県と協議して決定する。

イ 調査項目

- (ア) 原料調達の実況及び国産野菜の利用状況（品目、量、流通方法等）
- (イ) 県産野菜の利用状況（取扱品目、取扱量、流通方法、取引条件等）
- (ウ) 県産野菜取扱拡大意向の有無
- (エ) 県産野菜取扱にあたっての課題や要望

ウ その他

- (ア) 調査結果を参考に、県産野菜の取引意向がある実需者リストを作成する。
- (イ) 調査結果は、(3)で実施するセミナーにおいて、情報提供を行う。

(2) 県内の加工・業務用野菜生産者への取組意向の把握、意見交換等の開催

県内での加工・業務用野菜の生産者確保や取組拡大につなげるため、加工・業務用野菜の栽培に取り組む県内の契約栽培志向者・実施者を対象に、実情や課題を把握するとともに、解決策の検討を目的とした意見交換等を実施するものとする。

ア 対象者

契約栽培志向者・実施者、地域の担い手（集落営農組織、農業法人等）

イ 内容

生産者同士による意見交換を通じて、加工・業務用野菜の生産及び契約栽培に関する課題を整理・把握するとともに、課題解決に向けた取組の方向性について検討を行うものとする。

ウ 時期及び回数

意見交換の開催時期は令和9年2月末までとし、回数は1回以上とする。

(3) 産地育成支援（セミナー等の開催）

加工・業務用野菜の産地育成の機運を醸成し、各地域の課題解決に資する取り組みとして、セミナー等を通じた情報提供や要望のあった産地に対する専門家等による支援等を行う。

ア 対象者

契約栽培志向者・実施者、地域の担い手（集落営農組織、農業法人等）、全国農業協同組合、農業協同組合及び関係機関とする。

イ 内容

専門家等によるセミナー等を通じて、先進事例の情報提供を行い、参加者が自地域の課題整理や改善策の検討を行える形式とする。

また、産地の実情や栽培規模に応じた取引実現を支援するため、小規模生産者（小ロット生産者）と高付加価値志向の小売店や専門店等とのマッチングを含め、商品特性を活かした販売提案、取引条件の整理、安定供給体制の構築等について、専門家による個別支援を行う。

ウ 時期及び開催回数

セミナー等の開催：開催時期は令和9年2月末までとし、1回以上開催する。

専門家等による支援：実施時期は令和9年2月末までとし、2回以上実施する。

(4) マッチング商談会の開催

実需者と産地側の契約取引実現に向け、県内の生産者と実需者の商談の場を設ける。

ア 時期及び回数

令和9年2月末までに2回以上開催する。必要な事項は県園芸課と協議の上決定する。

イ フォローアップの実施

商談への参加を希望する生産者の意向に応じ、商談に必要な準備をサポートし、契約につながるよう支援する。

ウ 流通業者との仲介

契約を希望する生産者の効果的な物流の実現に向けた提案、支援を行う。

エ 取引ロットの確保の支援

県内の生産者の生産規模と需要を把握し、取引で求められるロットの確保を支援する。

(5) 業務報告書の作成

2(1)～(4)の実施内容と併せて、その後のマッチングの状況（商談経過、商談成立件数、契約規模・数量等）等について取りまとめるとともに、本県の加工・業務用産地育成における課題を抽出、整理する。

(6) 状況報告の実施

業務進行に係る打合せ及び進捗状況報告を月1回行うこととする。受託者は、進捗状況がわかる資料、工程表等を提出した上で説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出する。

3 成果品の納品

本業務で取りまとめた業務報告書について、以下のとおりとし、令和9年3月5日（金）までに納品する。

- (1) 業務報告書（A4判で作成、データを打ち出したもの。） 2部
- (2) 電子媒体（一太郎、Microsoft Word・Excel 又は PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したものとする。） 2部

4 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損失を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関する全ての権利は県に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

5 その他

- (1) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県園芸課と協議し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び業務遂行する上で疑義が生じた事項については、県園芸課と協議しなければならない。